

大村航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

大村航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大村航空基地隊大村経理隊（以下「経理隊」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、経理隊が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第5号まで及び第7号に規定する契約のうち、経理隊がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、「海上自衛隊調達情報ホームページ（入札公告）」、「経理隊事務室前掲示板」、「佐世保地方総監部」、「大村商工会議所」、「陸上自衛隊竹松駐屯地」、「陸上自衛隊大村駐屯地」、その他必要とする場所で公表する。

2 前項において公表に付する事項は、調達要求番号、調達要求件名、数量・単位、履行期限、本リスト掲載日、見積書提出期限、要求元とする。

(参加資格)

第5条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する者とする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たすものであること。

ただし、イからエについては、長崎県内又は案件に応じ別に指定する都道府

県に本店（個人の場合は主たる事務所）が所在する者とする。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、経理隊が求める「資格の種類」を有し、「C又はD」等級に格付けされ、「九州・沖縄」地域の競争参加資格を有する者又は当該競争資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。

ただし、仕様内容等により契約担当官（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が必要と認める場合は、等級をA又はBに格付けされた者を含めることができる。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ （ア）又は（イ）に該当しない中小企業者であつて、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかは問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官との間で契約に締結した実績がある事業者（全省庁統一参加資格の競争参加資格において、「A又はB」の等級に格付けされている者を除く。ただし、「A又はB」の等級まで範囲を拡大した場合はその限りではない。）

（4）契約担当官から又は防衛省として指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（5）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。

（申込方法）

第6条 仕様書その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）の受領を希望する者は、前条第3号アに定める参加資格を持つことを証明する資格審査結果通知書の写しに調達要求件名及び連絡先を記入し、経理隊に手交又はFAXにて送付する。

2 申込時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積書提出期限までに資格審査結果通知書を提出するものとする。また、前条第3項イからエに該当する者にあつては当該事項を証明できる書類を提出するものとする。

(見積書の提出等)

第7条 見積合わせに参加を希望する者は、経理隊が手交又はFAXした見積書提出依頼、本要領、仕様書等を熟読した上、見積りしなければならない。

2 見積書の様式は「海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）」（海幕経第183号。27.3.18）別冊第1（以下「契約標準書式」という。）に規定する書式第9によるものとする。

3 見積書は、次の要領により記載しなければならない。

(1) 調達要求番号、履行期限、履行場所、調達要求件名、金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を記載するほか、住所、会社名及び代表者の記名押印（押印の省略を可とする）をすること

(2) 見積金額を訂正しないこと

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと

(4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積を作成しないこと

(5) 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反しないこと

4 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。

5 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

6 一度提出した見積書の引換、変更又は取消は認めないものとする。

(同等品の承認)

第8条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

2 同等品承認申請書の締切は、見積書提出期限の土曜日、日曜日、祝日を除く5日前を基準とする。（サプライチェーン・リスク対応を求めるもの及び別に定める場合は除く。）

(見積合わせ)

第9条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、見積書提出期限終了後に非公開で行うものとする。

3 見積書提出期限までに見積書の提出がない場合は、経理隊が選定した者へ見積りを依頼することができる。又、予定価格の範囲外である場合は、最低価格の見

積りを提出した業者と商議することができるものとする。

(無効な見積書)

第10条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 記載等に不備がある見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第11条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が2者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって経理隊の契約事務に関係のない幹部自衛官又は相当事務官にくじを引かせることができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に対して通知するものとする。

(結果の公表)

第12条 見積合わせの結果については、契約の相手方にのみ通知し、公表しない。

(契約の締結)

第13条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては契約書(契約標準書式に規定する書式第12)、契約書の作成を要しない場合においては請書(同

書式に規定する書式第13)を契約の相手方に決定した後速やかに、契約担当官に提出しなければならない。

(異議の申し立て)

第14条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官は都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方が、正当な理由なく契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、違約金の徴収又は指名停止措置を行うことがある。